

自治医科大学附属病院長に求められる資質・能力に関する基準

自治医科大学附属病院長候補者の選考にあたり、自治医科大学附属病院長及び副病院長の任期及び選考に関する規程第5条第2項の規定に基づき、病院長の資質及び能力に関する具体的な基準を、次のとおり定める。

【病院長に求められる資質・能力】

- 1 人格、識見ともに優れ、かつ、教育、診療等においても指導力を発揮し得る能力を有すること。
- 2 臨床医学系又は基礎医学系の大学教授（これに相当する職を含む。）の経歴を有し、かつ、医師の資格を有すること。
- 3 医療安全確保のために必要な資質及び能力を有すること。
具体的には、以下の（1）～（3）のすべての条件を満たすこと。
 - （1）医療安全管理業務の経験（以下の①～④のいずれかの業務に従事した経験）を有すること。
 - ① 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務
 - ② 医療安全管理委員会の構成員としての業務
 - ③ 医療安全管理部門における業務
 - ④ その他上記に準じる業務
 - （2）患者安全を第一に考える姿勢を有すること。
 - （3）医療安全確保のための指導力を有すること。
- 4 病院の管理運営に必要な資質及び能力を有すること。
高度な医療を司る特定機能病院の組織管理能力や病院経営を行う能力を有すること。
具体的には自治医科大学附属病院または他院における組織管理経験を有すること。
なお、組織管理経験とは、病院長または副病院長、その他病院の意思決定を行う組織の構成員の経験をいう。
- 5 自治医科大学の建学の精神、自治医科大学附属病院の理念を理解した上で、その実現のための明確なビジョンと実行力を有すること。

（参考）

○自治医科大学の建学の精神

全国の都道府県が共同で設立した自治医科大学は、医療に恵まれない地域の医療を確保し、地域住民の保健・福祉の増進を図るため、医の倫理に徹し、かつ高度な臨床的実力を有し、更に進んで地域の医療・福祉に貢献する気概ある医師を養成するとともに、併せて、医学の進歩を図りひろく人類の福祉にも貢献することが建学の精神である。

○自治医科大学附属病院の理念

- ・患者中心の医療
- ・安全で質の高い医療
- ・地域と連携する医療
- ・地域医療に貢献する医療人の育成